

## 市への各種届出等について

### ア. 変更届出書

- ・東播磨県民局へ指定申請書により届け出していた内容に変更があった場合、変更届出書の提出が必要となります。(例…管理者、所在地、運営規定の変更等)
- ・平成 28 年 4 月 1 日以降、地域密着型通所介護と介護予防通所介護を一体的に行っている場合、地域密着型通所介護は加古川市へ、介護予防通所介護は東播磨県民局へ変更届出書を提出する必要があります。
- ・関連 Q&A…問 13

### イ. 指定更新手続

- ・平成 28 年 4 月 1 日以降は、現在の通所介護事業所としての指定有効期限までみなし指定を受けることとなります。みなし指定の有効期間が満了する前に加古川市に指定更新の手続きをしてください。
- ・指定更新時には市に対し、指定更新申請手数料として 10,000 円を徴収することとします。
- ・関連 Q&A…問 5、問 8、問 12

### ウ. 事故報告書

- ・事業者は「加古川市の介護サービス提供時における事故発生時の報告取扱要領」(別紙 1) にもとづき、サービスの提供により、利用者の怪我又は死亡事故、感染症が発生した場合等は、市へ事故報告書(別紙 2)が必要となります。
- ・報告が必要な怪我の程度については、外部の医療機関で受診を要したものを原則としますが、それ以外でも家族等に連絡しておいた方がよいと判断されるものについては、市に対しても報告することとします。

### エ. 処遇改善加算に関する届出

- ・平成 27 年度の実績報告書は東播磨県民局に提出してください。(平成 28 年 7 月頃)
- ・平成 28 年度の実績報告書は加古川市に提出してください。(平成 29 年 7 月頃)